

# 等で 労働行為 不当、侵害 権結団 （1/6） 訴提 効弾 を 草木 長局 反動

## 不当処分粉砕で第二波出撃へ

労働千葉は、千鉄局長草木名の「スト参加者は全員解雇される全く不当な呼称に対し昨年末、国鉄総裁杉浦、千鉄局長草木を相手どり団結権侵害・損害賠償請求訴訟を行うと同時に、津田沼支部組合員に対する年休の一方的取り消しと賃金カットに対し、賃金請求訴訟を行った。

職場生産点での闘いと  
法廷闘争を結合させ反撃を  
「公労法第十八条によりスト参加者は解雇されるものと定められている……」 「最後までいえる国鉄再建のチャンスに手を取りあつて進まれることを強く期待する」なる局長文書の掲示及び個人宅への郵送は、その内容も含め、全く不法・不当極まりないばかりか、マル生当時をも大きくこえる暴挙と言わざるをえない。

われわれは、こうした違法と恫喝に屈せず、断固二四時間ストを貫徹しぬいた。  
しかし、こうした違法・不当を絶対に許しておくわけには行かないという立場で、今回提訴したのである。

局長文書は団結権侵害、  
日本国有鉄道法違反だ  
労働千葉の主張は、第一に、スト参加者を公労法で一律に解雇することは憲法上出来ない事が判例上確立されているにもかかわらず、それを承知で組合員を恫喝するなどは、団結権侵害の重大な不当労働行為であること。

第二に、国鉄の経営形態について、国会において議論すらされていない段階で、「分割・民営化」による「国鉄再建」（国鉄解体）を押し進め、それを労働組合・組合員に強要するが如きは、日本国有鉄道法に違反する行為であること。

第三に、処分恫喝をもって正当な組合活動への不参加を強要する行為は、労働千葉に対する支配介入であり、団結権侵害の不当労働行為であること、である。

侮辱的、差別呼称を  
絶対に許さない  
さらに、スト以降、「動労」というのは、まぎらわしいのでやめるよう」との動労革マル松崎の要請を受け入れて行われたと言われる「千葉労」なる呼称も絶対に許しがたいものである。

そもそも、労働組合が自らをどの様に呼称するかは、組合固有の権利であるばかりか、組織結成の理念にかかわる重大な問題である。国労、全動労を始め、他労組には組合で定めた略称を使いながら、動労千葉のみを侮辱的に差別呼称することは重大な不当労働行為として弾劾されなければならぬ。

年休は、労働者の基本的権利  
また、スト前の十一月二一日、津田沼支部・田中康宏君が申請した二十八日の午後半休を、一旦は承認しながら、後日になって、二十八日の昼休み時間に集会に参加したことを理由に、一方的に取り消し、賃金カットするやり方も断じて許せないものである。

年休は、労働者の基本的権利であり、正常な業務に支障をきたす場合のみに時期変更権が認められているにすぎないのである。今回のごときやり方は、全く不当極まりないものである。  
いずれにせよ、こうした一連の当局の暴挙は、当局がいかに労働者の決起を恐れ、われわれのストライキに追い詰められているかを如実に示していると言える。  
当局の違法・不当を許さず、近々予想される不当処分を打ちやぶり、さらに当局を追い詰め、首切り阻止をかちとるためにも、職場闘争、法廷闘争を結合させ、断固闘いぬこうではないか。

国鉄「分割・民営化」阻止！三里塚二期着工粉碎！

千鉄局長ら相手ど  
り損害賠償請求  
千葉動労  
（1/7） 4.0

昨年十二月二十八、二十九日、国鉄千葉動力車労組（中野洋委員長、千八百人）が実施した二十四時間ストを控え、千葉鉄道管理局が草木局長一同局長名で配布した、スト参加者をこめるための文書で、同労組は「公労法ではストを罷動・指導した者以外、解雇できないはずだが、同文書には参加者全員の解雇をにわたせており、不当労働行為に当たるとして、草木局長と国鉄本社を相手取って、千三百万円以内の支払いを求める損害賠償請求を六日までに千葉地裁に起こした。

呼称変更は不当  
千葉動労が  
賠償訴訟  
（1/7）

千葉動力車労働組合（中野洋委員長、約千八百人）は六日まで、国鉄が社内報で同労組の呼称を「動労千葉」から「千葉労」に変えたことについて「呼称変更は他労組との間に侮蔑的な差別を設けたもので、不当労働行為にあたるとして、千三百万円を支払いを求める損害賠償請求訴訟を千葉地裁に起こした。



家庭もちがえり版